

生産緑地買取申出および事前協議の提出書類

●主たる従事者が故障した場合【各1部】

(1) 事前協議に必要な書類

提出書類		備考	
必須	1	買取申出事前協議書（様式第9号）	※押印不要
	2	医師の診断書その他事実を証明する書類	・医師より今後、農業従事ができないとする意見の記入が必要 ・証明する書類は、身体障害者手帳等の写し
	3	買取り申出を行う土地の位置図（縮尺1/2,500程度の白地図）	・西宮市ホームページ（「にしのみや WebGIS」）で出力可能です。 ・住宅地図等の写しでも可能です。
	4	登記事項証明書 （提出日より3ヶ月以内のもの）	・法務局又はオンライン申請により取得してください。
	5	公図（字限図） （提出日より3ヶ月以内のもの）	・法務局又はオンライン申請により取得してください。
対象の方のみ	6	地積測量図	※分筆を行い、筆の一部だけ買取り申出する場合には必要となります。
	7	その他市長が必要と認める書類	・相続登記が未登記の場合は主たる従事者が死亡した場合の添付書類を参照してください。

(2) 買取り申出時に必要な書類

提出書類		備考	
必須	1	生産緑地買取申出書（別記様式第2） （ <u>実印を押印したもの</u> ）	
	2	申出書に使用した実印の印鑑登録証明書 （提出日より3ヶ月以内のもの）	
	3	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書	・故障した者が「主たる従事者」に該当することについての農業委員会が発行する証明書
対象の方のみ	4	委任状（ <u>実印を押印したもの</u> ）	・申出者本人が手続きできない場合
	5	同意書（ <u>居住地を管轄する税務署長の押印が必要</u> ）	・相続税の納税猶予の適用を受けている場合
	6	生産緑地買取り申出に関する承諾について （ <u>実印を押印したもの</u> ）	・所有者が複数人いる場合や所有権以外の権利がある場合
	7	6で使用した実印の印鑑登録証明書 （提出日より3ヶ月以内のもの）	
	8	代理申請を行う権利を有する証明書	・後見人が申請を行う必要がある場合
	9	生産緑地の一部解除に係る説明書	・生産緑地を一部買取申出する場合に必要になります
	10	その他市長が必要と認める書類	・市からの通知等があった場合

※原本還付を希望する場合は原本を持参のうえ、コピーを添付してください。